

幼稚園・保育所・認定こども園などの 保育料・利用料が無償化

されます！

令和元年
10月1日から

子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図るため、10月1日から幼児教育・保育の無償化が開始されます。いずれの施設をご利用の場合も、給食費・通園費等は無償化の対象外となります。

一部無償化にあたり、ご利用前に手続きが必要となります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



施設類型	保育の必要性（※1）	対象者	無償化上限額（月額）
認可保育所 小規模保育事業	必要	非課税世帯の0～2歳児	全額
		3～5歳児	
認定こども園 （教育時間）	不要	満3歳児	全額
		3～5歳児	
幼稚園 （教育時間）	不要	満3歳児	25,700円
		3～5歳児	
認可外保育施設等（※2）	必要	非課税世帯の0～2歳児	42,000円
		3～5歳児	37,000円
企業主導型保育事業	必要	非課税世帯の0歳児	37,100円
		非課税世帯の1～2歳児	37,000円
		3歳児	31,100円
		4～5歳児	27,600円
認定こども園・幼稚園 預かり保育	必要	非課税世帯の満3歳児	16,300円
		3～5歳児	11,300円
障害児通園施設	不要	3～5歳児	全額

※1 就労等の理由により、保護者が当該児童を保育することが困難である旨の認定を受けること

※2 認可外保育施設、一時預かり事業、病児病後児保育事業、ファミリーサポートセンター事業。

複数利用の場合は、合計金額が上限に達するまで無償化の対象

【問合せ先】知立市役所子ども課保育係 ☎0566-95-0121

知立市
ホームページの
ご案内

市トップページ→『子育て・教育』→『子育てに関する福祉・手当・助成』→『幼児教育・保育の無償化について』
<https://www.city.chiryu.aichi.jp/soshiki/fukushikodomo/kodomo/gyomu/3/1563952825177.html>



- 1 障害児通園施設とその他の無償化対象施設を併用した場合はどちらも無償化の対象となります。
- 2 幼稚園が預かり保育を実施していない場合や、預かり保育が一定の時間・日数以上提供されていない場合に限り、幼稚園と認可外保育施設等の併用が可能です。
- 3 認可を受けていない、いわゆる「幼児教育類似施設」は対象外となります。ただし認可外保育施設の届出があれば「認可外保育施設」に該当します。
- 4 学校教育法に基づく「各種学校」は対象外となります。
- 5 認可外保育施設は、都道府県に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。（施行後5年間は猶予期間あり）

【施設別の無償化対象判別図】

